

令和7年度事業計画

I 基本方針

令和6年11月1日に施行されたフリーランス保護法により就業条件の明示が義務化されたほか、同法の大きな目的でもある「発注する側」の責任については、現在の契約方法ではクリア出来ない問題を抱えております。

解決方法としては、厚生労働省及び全国シルバー人材センター事業協会から示されている、「新たな契約方式」いわゆる「包括契約」に移行しなければなりません。

当センターとしては、令和8年度からの移行を目標とし、発注者様と会員さんへの周知と理解を求めるための活動を行って参ります。

令和7年4月1日には「公益法人認定法」の改正に伴う法律が施行され、収支相償の考え方、外部理事・外部監事の選任など、大きな改正内容となっていることから改正点を踏まえた形での適切な法人運営を行って参ります。

昨年度から取り組みを行っておりますデジタル化の推進ですが、その中心となります会員クラウドの登録状況は事業報告の中で説明しているところです。より多くの会員さんに活用していただけるようシステム会社と連携し、機能強化を進めて参ります。

また、今年度は第八次中期計画のスタートとなりますが、会員数の減少と高齢化は事業を安定的に運営する上で深刻な状況となりつつあります。生涯現役を目指す観点から個人の体力等を配慮し、就業時間の短縮や、ワークシェアリングの拡大、就業場所の変更等により可能な限り退会者の抑制を図って参ります。

植木剪定・除草（草刈）作業等、それらを希望する方が増えないことから、作業に使用する道具改善（機械の導入）や短時間就業の導入などを検討し、ひとりでも多くの就業会員が増えるよう努めて参ります。

II 事業目標値

1 受託（請負）事業

会員数目標値		契約金額目標値	就業率目標値	就業延人員目標値
男性	285 人	196,135,000 円	90 %	39,000 人日
女性	165 人			
合計	450 人			

2 派遣事業

契約金額目標値	就業延人員目標値
49,357,000 円	9,000 人

Ⅲ 目標達成に向けた実施計画

1 普及啓発事業の推進

より多くの方に、当センターの事業運営や活動状況を知って頂くために、次の事を実施します。

- ① 「広報なとり」へ毎月の入会説明会の記事掲載を依頼します。
- ② 定期的な入会説明会を毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催するほか臨時の説明会も実施いたします。
また、ハローワークが主催して実施する「出張ハローワーク」にも引き続き参加し入会に繋がるよう説明を行います。
- ③ 名取市役所ホームページのバナー有料広告を活用します。
- ④ FM「なとらじ801」へ入会案内、イベント情報の発信を依頼します。
- ⑤ ホームページの内容を充実し、入会・就業内容等を含めセンターの活動状況を発信します。
- ⑥ 公式インスタグラムにより活動状況を発信し、就業は望まなくても、ボランティアやサークル活動に興味のある方への入会促進を図ります。
- ⑦ 「ためまっぷなとり」を活用し情報提供を行います。
- ⑧ 名取郵便局に設置している手芸品の販売及びホームセンター主催のイベント出店による販売を継続して実施します。
- ⑨ 名取市図書館内にある有料広告を活用し普及啓発を図ります。

2 安全就業事業の推進

「安全は全てに優先する」を念頭に「事故ゼロ」に向けて次の事を実施します。

- ① 危険作業（高所作業、草刈機操作、チェーンソー操作等）における安全に関する講習会を実施するほか、現会員の技能向上及び安全意識の徹底を図るため、安全担当職員による安全パトロールを実施します。
- ② ①を徹底するため、安全就業に関する遵守事項を明確にした「安全就業同意書」については記載内容の見直しを行った上で毎年度提出することとし、慢性化する事故の対策を図って参ります。
- ③ 安全管理対策委員会において事業計画を策定し、実施状況・実施結果を確認するほか、全国及び宮城県内における事故発生状況を会員に周知し、安全就業の啓発を行います。
- ④ 安全管理対策委員及び役職員による定期・不定期のパトロールを実施します。
- ⑤ 自分の健康管理は自ら行う事としながらも、名取市で実施する「健康診断」の受診を勧奨するほか、健康維持に有効と思われる資料等を入手し配布又は会員クラウドで提供します。
- ⑥ 熱中症予防のため、クーリングシェルター協定に基づき事務所を開放するほか、クールネックリングの有償配布やウォーターサーバーを設置します。
- ⑦ 重篤事故に繋がるような事故が発生した場合は、迷わず救急車の要請を行うこ

とし、また、救急車の乗車を拒否することがないように改めて周知します。

⑧ 主に公用車を運転する会員を対象とした安全運転適性検査を実施します。

⑨ 草刈作業における「飛び石事故」が全国的に多発しており、これまでの指導に加え、全シ協並びに保険会社から提供される講習会を実施します。

3 適正就業事業の推進

厚生労働省から示されている「適正就業ガイドライン」を基本とし、より多くの適正な就業機会を提供出来るよう次の事を実施します。

① 現在ご利用を頂いている発注先の中でも、派遣への切り替えが必要と判断される契約については、期限を設定した交渉を引き続き行って参ります。

② フリーランス法に則った契約（包括契約）に移行するため、発注先及び会員への周知を行います。

③ 就業中又は付随する業務において「犯罪」となるような事案が発生した場合は、被害者の意向を踏まえながら厳正に対処いたします。

4 就業機会確保の推進

就業機会の確保については、ローテーション就業を進めるほか、新たな独自事業の立ち上げを行うなど次の事を実施します。

① 派遣・請負ともに新規受注があった際には迅速に対応し、就業先の確保に努めます。

② 空き家管理、墓守サービスについては、名取市と情報共有及び連携を密にし、利用の促進を図ります。

③ 育児支援については、イベント開催時における「一時預かり」等の就業機会を増やせるよう関係機関及び団体と連携して参ります。

④ 会員の資格や知識、経験を活かした新たな独自事業が創出出来るよう、検討して参ります。

⑤ 会員への就業機会について、これまでの電話・会報などでの周知方法のほか、LINEワークスや会員クラウドで提供も行って参ります。

5 会員のスマートフォン利用の促進

デジタル化を推進する上でスマートフォンの活用は重要であり、会員クラウドの登録率アップとLINEワークスを導入・活用したデジタル化を促進して参ります。

① 会員クラウドの利用促進を図ることは、フリーランス法に基づく就業条件明示書の確認、配分金明細書の確認、会報等の情報確認をスマートフォンで出来る便利なツールであるほか、郵便代の送料を抑え経費の削減にも繋がることから、必要な情報提供を行って参ります。

② LINEワークスを導入し、これまで紙で行っていたシフト表や就業報告書の提出等をスマートフォンで行えるよう利用促進を図って参ります。

③ 上記をサポートするため講習会を開催するほか、事務局職員のスキルアップを

行い対応出来る体制を整えて参ります。

6 講習会等事業の推進

お客様に満足いただける技能・技術の能力向上と、日常生活にも必要と考えられる講習会を実施します。

- ① 植木剪定、草刈機械等の技能講習会を開催します。
会員のほか、入会を前提として「市民」の方にも参加を呼びかけます。
- ② スマートフォンを活用した講習会を開催します。
- ③ 会員が持っている技能や資格、知識を活用した講習会を、会員の意向を確認した上で開催します。
- ④ 認知症予防講習及び認知症サポーター養成講座、転倒予防講習など、関係団体と連携しながら開催します。
- ⑤ 必要と認められる講習等があった場合には理事会等で検討し、実施します。

7 調査・研究事業の推進

お客様の声、他センターの好事例、他団体等の好事例など、当センターの運営に反映出来る事例がないか引き続き調査・研究を行います。

- ① 顧客満足度調査を継続的に実施し、当センターに足りないもの、求められているものを分析し、引き続き改善に取り組みます。
- ② 入会説明会受講後、未入会の方へ就業情報提供を行いながら、入会の促進に繋げて参ります。
- ③ ハローワークに掲載されている求人状況を調査し、会員の就業に繋がる仕事がないか調査を行います。
- ④ 先進地視察等を実施するほか、他団体等の活動内容を調査しながら当センターに取り入れられる事業がないか検討します。

8 地域社会貢献活動事業の推進

社会貢献活動はシルバーの事業として大変重要であり、広く活動を行うことで、センターの事業活動の普及にも繋がる事から、次の事業を実施します。

- ① 名取市と協定を締結した「地域における高齢者見守り活動」について、就業先及び就業途上において何らかの異常を発見した場合に、関係機関と連携した対応を引き続き行って参ります。
- ② シルバーの日（10月第3土曜日）に、名取市役所周辺の清掃・除草奉仕作業を実施します。
- ③ 子育て応援活動として、「手縫いぞうきん」のほかアルミ缶を回収・売却し得た収益で物品を購入し、名取市を通して必要とされる公共施設に寄附を行います。
- ④ 事務所で廃棄処分（機密文書以外）している紙類等を「子供たちのお絵かき」用紙として引き続き提供します。
- ⑤ 増田小学校の「こども110番の家」に登録していることから、小学生の防犯強

化の一助となるよう協力して参ります。

⑥ その他、必要とされる社会貢献事業があれば積極的に参加して参ります。

9 会員間交流の促進

会員間の交流機会を増やすため、次の事業を実施します。

① しるばーの日ボランティア開催後に芋煮会を行います。

② グラウンドゴルフ大会を開催します。

③ 会員交流会を開催します。

④ サークル活動をサポートします。

10 補助金の適正な執行と事務局体制の整備に向けた取り組み

補助金の交付を受けている団体として、補助金交付要綱に基づいた適正な執行を行って参ります。

また、デジタル化を推進するために必要なソフトウェアを導入し、事務の効率化と関係書類のペーパーレス化を図り、通信費等の経費削減に取り組みます。